郡山市認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク

行方不明者発生時

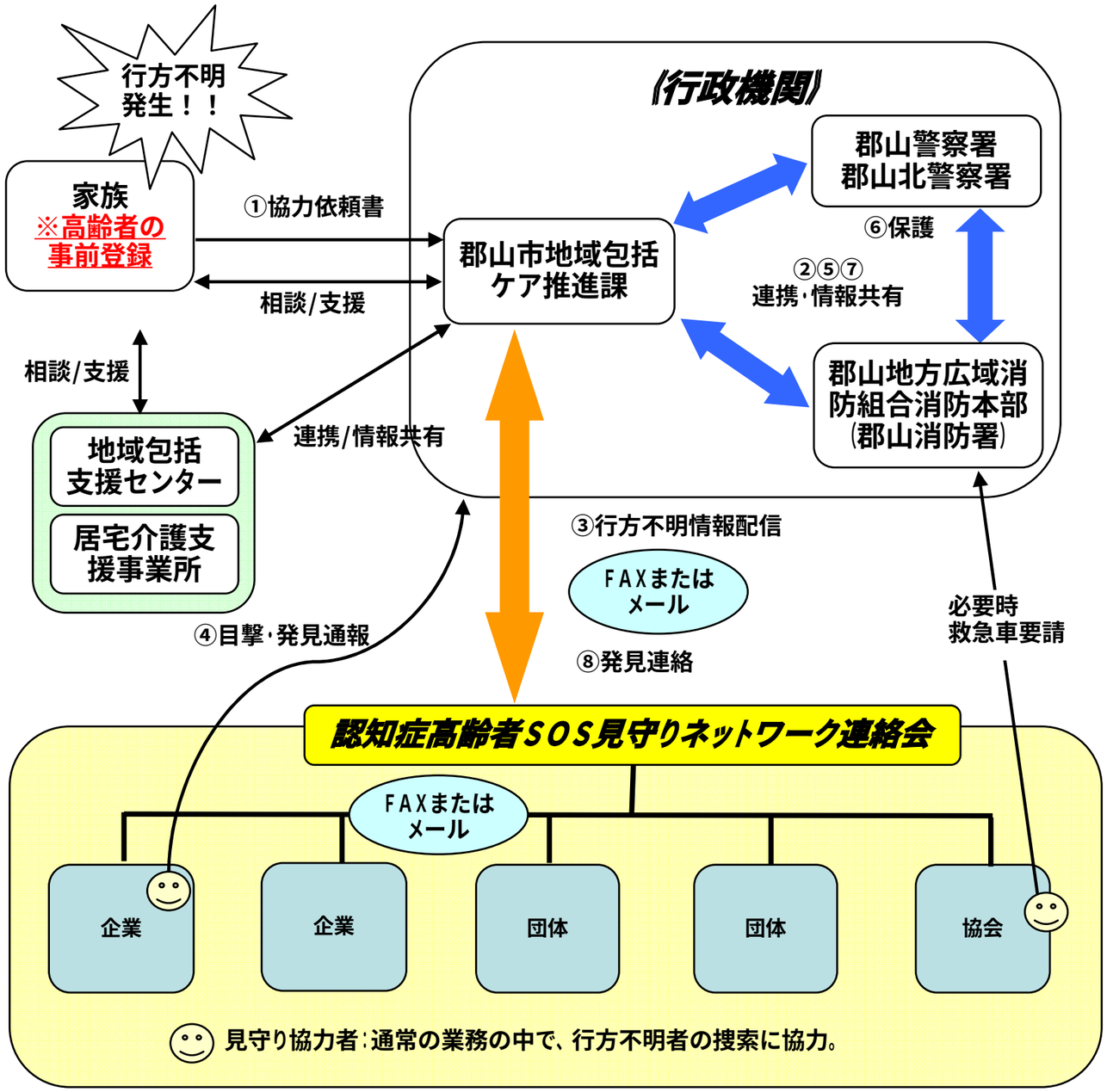

※認知症高齢者の家族は、あらかじめ郡山市に高齢者の情報を事前登録することで、行方不明時より早急に情報配信をすることができる。

①行方不明発生

行方不明者の家族より、協力依頼書が郡山市地域包括ケア推進課へ提供される。
※当面の間、本事業の受付時間は8：30～17：15（土日祝日含む）とする。17：15以降に連絡があった場合は、翌日郡山市からネットワーク連絡会へ情報提供する。

②行政機関の連携･情報共有

家族からの情報提供を受けた郡山市地域包括ケア推進課は、警察署、郡山消防署と連携を図り、行方不明者の情報を共有する。

③認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク連絡会へ情報配信

郡山市地域包括ケア推進課は、ＦＡＸまたはメールにて、認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク連絡会へ行方不明者の情報を情報配信する。さらに、見守りネットワーク連絡会の団体･企業は、各支店･事業所等へ情報配信を行い、行方不明者の発見･保護に協力する。

④目撃･発見の情報提供

認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク連絡会が行方不明者を目撃または発見した場合は、郡山市地域包括ケア推進課へ報告する。
なお、必要に応じ消防署への救急車要請または警察署への通報を行う。

⑤行政機関の連携･情報共有

見守り協力者より寄せられた情報は、行政機関で共有する。

⑥行方不明者の保護

郡山警察署･郡山北警察署が行方不明者を保護する。

⑦警察署から行政機関へ連絡

行方不明者を保護した警察署は、郡山市地域包括ケア推進課へ連絡をする。

⑧郡山市地域包括ケア推進課から
認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク連絡会へ発見の連絡

警察署から行方不明者の発見連絡を受けた郡山市地域包括ケア推進課は、認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク連絡会へ、ＦＡＸまたはメールにて発見の連絡を配信する。